山口県地域両立支援推進チームメンバー 各位

山口県地域両立支援推進チーム事務局 (山口労働局 労働基準部 健康安全課)

令和6年度「治療と仕事の両立支援シンポジウム」の開催について

「治療と仕事の両立支援」対策の取組みにつきまして、日頃から格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添リーフレットのとおり、<u>治療と仕事の両立支援シンポジウム</u>が開催されることとなりました。

つきましては、できるだけ多くの方に視聴していただきたいので、窓口や会員に対する配 布、職員の皆様の受講等につきましてご協力をお願いいたします。

また、治療と仕事の両立支援カードに関するリーフレットにつきましても同封いたしますのでご活用ください。なお、支援カードについての説明用資料については、「治療と仕事の両立支・援ナビ」からダウンロードが可能です。





山口県地域両立支援推進チーム 事務局 (山口労働局 労働基準部 健康安全課) 岩田

 $\mathbf{7}$ 083-995-0373

治療と仕事の両立支援

加

すべての働く方、会社が、 「自分事・自分たち事」として取り組む両立支援

令和 6 年 11 月 19 日 № 13:30 - 16:00

O - **O**

(定員になり次第締切)

東京商工会議所 5階 カンファレンスルーム 場所

オンライン配信あり / 終了後はアーカイブ配信予定

参加を希望される方は、申込フォームでお申し込みください 申込フォーム URL: https://forms.office.com/r/bc570UrbPv





シンポジウム

「治療と仕事の両立支援とは?動き始めるのは会社自身、そして、労働者自身。」

シンポジウムでは、様式(「勤務情報提供書」や「主治医意見書」等)を介した治療と仕事の両立支援の進め方や実践 方法について、労働者 (患者)、企業、医療機関、両立支援コーディネーターの各視点からお伝えします。 治療と仕事の両立支援に関わられている方だけでなく、まだ取り組まれていない企業や団体、自分の会社では取り組み



申込方法

産業医科大学 医学部 両立支援科学 准教授 永田 昌子 氏

『例発表・パネルディスカッシ

が困難と悩まれている方も是非ご参加ください。

事前に治療と仕事の両立支援に関する質問を受け付けます。

基調講演・ファシリテーター



産業医科大学 医学部 両立支援科学 永田 昌子 氏



パネリスト

医療法人社団輝生会 在宅総合ケアセンター成城 成城リハビリテーション病院 ソーシャルワーカー

日下 真由美 氏





上野医院

医師 上野 学 氏

パネリスト

パネリスト

パネリスト



株式会社ニッシン 代表取締役 竹内 新 氏



アボワール インターナショナル株式会社 代表取締役

中村 真由美 氏



独立行政法人労働者健康安全機構 (JOHAS) 島根産業保健総合支援センター 産業保健専門職

仲佐 菜生子 ﹑氏

13:30 ▶ 13:35 (5分)	大孩	厚玍穷慟省穷慟基準局	安全衛生部長
13:35 ▶ 14:05(30分)	基調講演	永田 昌子 氏	
14:05 ▶ 15:20(75分)	事例発表	永田昌子氏 日下真	直美氏 上野学氏
15:20 ▶ 16:00(40分)	パネルディスカッション	竹内 新 氏 中村 真	直由美 氏 仲佐 菜生子 氏

※プログラムと時間は予定であり、変更になる場合があります。

オンラインセミナー開催予定

治療と仕事の両立支援とは? 令和6年12月12日(木)予定 オンラインセミナー1回目 様々な業種の中小企業の取組から学ぶ

治療と仕事の両立支援とは? 令和7年1月中旬予定 オンラインセミナー2 回目 労働者の経験・エピソードから学ぶ両立支援の進め方



参加方法など詳細はこちら

ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

お問い合わせ



両立ナビ

治療と仕事の両立とは

病気を抱えながらも、働く意欲や能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられることです。



治療と仕事の両立支援に取り組むことの意義

● 労働者にとっての意義





疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないよう、 適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まります。

◆ 事業者にとっての意義





労働者の健康確保とともに、大切な人材を失わずにすみ、労働者のモチベーション向上により人材の定着や生産性向上につながります。「健康経営」や社会的責任(CSR)の取組そのものであり、多様な人材の活用による事業の活性化が期待されます。

◆ 医療関係者にとっての意義



仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、 疾病の治療を効果的に進めることが可能となります。

◆ 社会にとっての意義



疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能 となり、全ての人が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与す ることが期待されます。

詳しくはこちら

























■ 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を 増悪させることなく、適切な治療を受けながら就労を続け られるよう、事業場における両立支援のための取組事項を まとめたものです。

治療と仕事の両立支援ナビからダウンロードできます





好事例や活用可能な制度・助成等、 治療と仕事の両立支援に関する総合 的な情報を発信しています。





治療と仕事の両立支援カード

労働者(患者)が主治医に自ら勤務情報を提供し、 かつ、この情報に基づき主治医が就業上の意見等を提示するための様式例

ガイドラインに基づく両立支援の進め方

労働者本人から事業者への申出により始まります。



STEP1

勤務情報を 伝えます

STEP2 配慮の方法を 伝えます しざと STEP3 本カードをもとに 話し合います



医師

労働者(患者)

事業者

治療と仕事の両立支援カードとは

「治療と仕事の両立支援カード」は、治療を受けながら働き続けることを希望する労働者(患者)が、自身の職場や働き方等の情報を記載して医療機関に 提出することで、医師が労働者(患者)を経由して事業者に対して必要な情報提供を行うための書式です。本カードをもとに、事業者と労働者(患者)が 話し合い、仕事の継続に最適な措置等を実施してください(事業場に産業医等が選任されている場合、産業医等の意見も踏まえてください)。なお、事業 者が必ずしも本カードの記載どおりに配慮を実施する法的義務を伴うものではありません。

※ 事業場および医療機関においては、労働者(患者)に関するプライバシーには十分に配慮した上で、書式の管理をお願いします。

本カード作成にあたって

医師の方へ

症状に応じた配慮の方法を 知りたい場合

「両立支援情報サイト」では医療機関従事者向けの自己学習サイトとして、両立支援の症状ごとの配慮の方法を紹介しています。本カードでも〈配慮の例〉を掲載していますが、必要に応じて当サイトもご参考ください。



労働者の方へ

本カード作成にあたってサポートが 必要な場合

必要に応じて支援人材のサポートを受けることにより、 症状や業務内容に応じた、より適切な両立支援の実施が 可能となります。例えば、「両立支援コーディネーター」 は、労働者の同意のもと、治療や業務に関する情報を得 で、労働者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の 情報を整理して本人に提供します。

※支援人材・機関の一覧・支援内容等については、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」 もしくは「治療と仕事の両立支援ナビ [支援を受ける方へ]」をご参照ください。



事業者の方へ

労働者記載の職務内容に 追記・修正等が必要な場合

労働者本人が記載した職務内容に追記・修正等が必要な場合、事業者が本人と相談して、本カードと併せて勤務情報提供書※等を主治医に提供することも可能です。

※「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」掲載の「勤務情報を主治医に提供する際の様式例」が該当します。当様式例は、労働者と事業者が共同して作成することを前提としています。







勤務形態

ご記入ください)

年次有給休暇日数

本人記載欄

UZ	,
0 0	

)

氏名		生年月日	
住所			
職務内容(有期雇用の	の場合は雇用契約期間も併せてご記	2入ください)	
勤務時間 時			
	(1)身体上の負荷がある作業	① 立位作業 ②-a 重量物の取扱作業 ②-b 体を大きく動かす作業 ③ 暑熱/寒冷/屋外作業 ④ 振動工具の取扱作業 ⑤-a 不特定多数の人と対面する作業 ⑤-b 病原体等の取扱作業 ⑥ 化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業	
1 上記職務内容に 含まれる作業	(2)事故の可能性が高まる作業	 1人作業 高所作業 危険な機械操作・自動車運転 	
(右記(1) ~ (3)に ついて該当する作業 にOを記してくださ い)	(3)心身の負担が高いと感じられる作業	 残業・休日労働など(長時間労働) 出張 夜勤 その他 	
	(1) ~ (3)の作業について、 特に医師意見を求める作業内容 およびその理由		
2 利用可能な社内 制度	□時間単位の年次有給休暇 □半日単位の年次有給休暇 □傷病休暇・病気休暇 □勤務日数短縮(週日勤務) □短時間勤務 □時差出勤 □フレックスタイム □試し出勤 □在宅勤務 □その他(

□常昼勤務 □交替勤務(深夜勤務なし) □交替勤務(深夜勤務あり)

□その他 ※例:自発的な離席が困難な勤務形態等

てに√し通勤時間を □通勤なし(在宅勤務) □その他(

残_____日間

通勤時間 片道_____分

通勤方法(該当すべ □徒歩 □公共交通機関(着座可能) □公共交通機関(着座不可能) □自動車

医師記載欄

39	C "SE
0	•

診断名				
現在の症状				1
今後の治療内容				
通院頻度				
就労に関する意見	□可 □下記	ア〜ウの条件	付き可(年月日~年月	日) □現時点で不可
	(1)①作業	□作業可	□立位の時間の制限 □椅子等の準備	□作業は当面不可
ア 病勢の悪化や	(1)②作業	□作業可	□作業時間や回数の制限 □負荷の削減	□作業は当面不可
労働災害など	(1)③作業	□作業可	□作業時間や回数の制限 □空調機器の利用	□作業は当面不可
事故に巻き込 まれることを	(1)④作業	□作業可	□振動の少ない工具の利用 □作業時間の制限	□作業は当面不可
防ぐために配	(1)⑤作業	□作業可	□作業時間の制限 □保護具の着用	□作業は当面不可
慮が必要な事 項(本人記載	(1)⑥作業	□作業可	□作業時間の制限 □作業強度の制限	□作業は当面不可
欄 1 の作業に 対応する配慮 事項)	(2)作業	□作業可	□当人や他者への危害を防止する安全装置等 □当人の安全を確認できる配置等	□作業は当面不可
<i>4.</i> X)	(3)作業	□作業可		□作業は当面不可
イ 本人記載欄1 の作業について、上記アの人を記を入の必要な配慮事項・アの配慮の補足事項	□負担の少ない保護具着用 □紫外線をできるだけ避ける □食事内容により病勢が悪化するため会食を避ける □排尿・排便回数が多くなるためトイレが利用しやすい環境整備 □残業・休日労働(長時間労働)の制限 □出張の制限 □夜勤の制限 □その他			
ウ 本人記載欄2の利用可能な社 内制度を踏まえた、上記ア・ イ以外の、患者が働き続ける ために医学的理由から配慮が 望ましい事項 ※次ページ<配慮の例>も参照の 上で、ご記入ください				
医師署名欄 上記命令和		就労の可否 ³ 日 医療	や配慮に関する意見を提出します。 機関名 (主治医署名)	
本人署名欄			憲に関する措置を申請します。 (本人署名)	

配慮の例

医師の方へ: 医師記載欄ウ「社内制度を踏まえた、医学的理由から配慮が望ましい事項」を記入する際の参考 としてご活用ください。

Α	作業場の調整	A-1休憩室の整備をするA-2椅子の配置をするA-3暑すぎない・寒すぎない環境を整備するA-4広い作業スペースを準備するA-5定期的に換気するA-6分煙・喫煙環境を整備する
В	作業内容の変更	B-1 休憩を取りやすい環境を整備する B-2 段階的な業務量の増加を認める B-3 テレワーク(在宅勤務)を認める B-4 時差出勤・フレックス勤務を認める B-5 残業を免除する・短時間勤務を許可する B-6 交代制勤務・夜勤を免除する B-7 出張を免除する B-8 身体的負担・精神的負担が大きい作業を免除しほかの作業を任せる B-9 仕事の役割・責任を明確にする B-10 裁量度の高い仕事を免除する B-11 ひとり作業を免除する
С	スケジュールの調整	C-1 治療のスケジュールに合わせて勤務形態を検討するC-2 納期の短い仕事を任せないC-3 受診や体調不良時に休みを取りやすくする
D	事業内ルールの変更	D-1 制服以外の衣服の着用を許可する D-2 職場の相談先を明確化する
E	本人が安心できる環境 整備	E-1 有給休暇を取得しやすい環境を整備する E-2 休暇可能日数を伝える E-3 上司などを通じて体調について定期的に確認する E-4 必要な配慮について定期的に確認する E-5 トイレに行きやすい環境を整備する E-6 オストメイト対応トイレを整備する
F	移動に関する調整	F-1 安全な移動手段を提供する・確保するF-2 車いすで移動できる環境を整備するF-3 移動が少なくなるよう配置するF-4 段差を少なくするF-5 職場に近い駐車場を確保するF-6 エレベーターを優先的に利用するF-7 通路に視覚障害者誘導用ブロックを設置する
G	視覚障害・色覚障害・ 聴覚障害に対する対応	G-1 拡大ソフト・拡大鏡を準備する G-2 夜間の業務を制限し日中の業務を準備する G-3 色覚特性に応じた色を利用する G-4 補聴器の使用を許可する G-5 筆談を許可する
Н	内服・食事・血糖管理 等に関すること	H-1 間食・補食を許可する H-2 内服・血糖測定・インスリン自己注射・成分栄養剤を摂取するなどの清潔な場所を提供する
1	アピアランス(外見)ケア	-1 対人業務が少なくなるよう工夫する -2 メイクできる部屋を準備する -3 更衣室を一人で利用できるよう工夫する
J	補助具・マスクの使用	J-1 電動ファン付き呼吸用保護具を準備する J-2 重量物に治具を用いる
К	その他	K-1 困ったときに申し出をしやすい環境を整備する